

災害時避難行動要支援者、個別避難計画作成について

○避難行動要支援者名簿登録制度について

<概要>

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として事前に把握し、緊急時の避難支援や安否確認など、避難行動要支援者の生命または身体を守るために必要な措置を実施するための基礎となるもの。

<対象>

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳 1～3級
- ③ 愛護手帳（療育手帳）「A判定」
- ④ 精神保健福祉手帳 1～2級
- ⑤ 要介護度 3～5
- ⑥ その他、避難行動に支援を必要とする方
※ 難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる、など

○個別避難計画について

<概要>

「避難行動要支援者」の避難支援を行う地域支援者や避難方法、避難先などの情報を記載した計画。

※ 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、優先度の高い「避難行動要支援者」について概ね5年以内（令和3年度から令和7年度）で個別避難計画を作成することが市区町村の努力義務とされた。

○当市の状況について（令和5年9月1日現在）

- ・ 避難行動要支援者名簿登録者は1,428人で、うち個別避難計画を作成している者は292人。

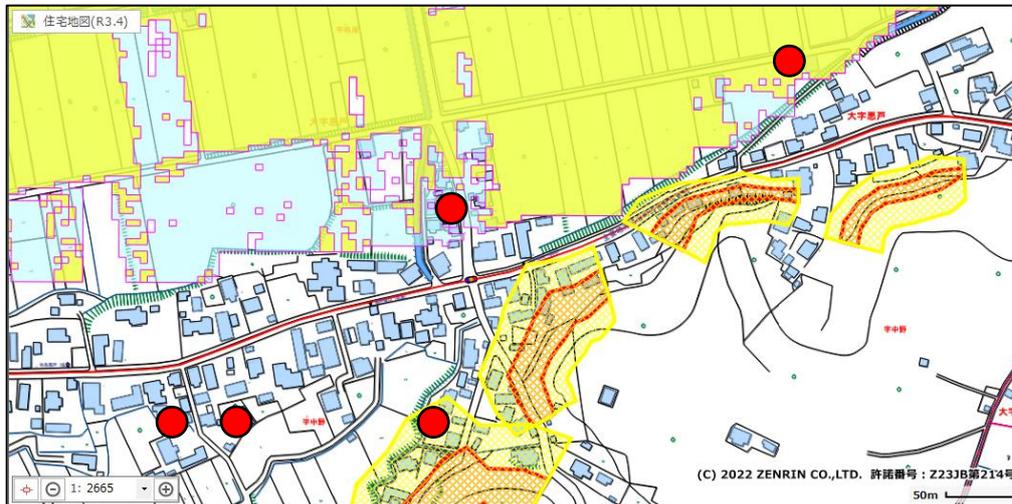
<課題>

- ・ 避難支援を行う地域支援者が見つけられない。
- ・ 現行の様式（避難行動要支援者名簿登録申請書）では、居住地域の災害リスクや具体的な支援内容の記載がなく、避難支援の実効性が薄い。

○個別避難計画作成に向けた市のこれまでの取り組みについて

- ・統合型地理情報システムにおいて、既実装されている「避難行動要支援者位置情報」に加え、「河川浸水想定区域データ」および「土砂災害警戒区域データ」をセットアップすることで、災害の被災リスクが高い避難行動要支援者を一体的に把握するための体制整備。

【イメージ図】



凡例一覧

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 避難行動要支援者
- 浸水想定区域 (0m~0.5m)
- 浸水想定区域 (0.5m~3.0m)

- ・個別避難計画の作成優先度の設定。
- ・避難行動要支援者名簿登録申請書の様式見直しを実施。
【参考：新様式（資料①）、現行様式（資料②）】
- ・モデル事業の実施（相馬地区と文京地区三岳町会）

○今後の展開について

時期	内容
令和5年度 1月以降	・モデル事業の評価（成果確認、課題の洗い出し、全市展開に向けた検討など）
令和6年度 ～7年度	・モデル事業の成果を全市へ展開、個別避難計画作成事業の周知、啓発、推進など ・個別避難計画作成の優先度が高い避難行動要支援者について、計画の作成を完了